

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、第6期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画改定業務委託に係る参加意思確認書の提出を招請します。

令和8年7月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

本業務については、本県ツキノワグマ管理に係る各種業務を実施した経験を有する県内で唯一の実施可能団体である株式会社野生動物保護管理事務所を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、6の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社野生動物保護管理事務所と当該応募者に対して企画提案書の提出を求めるものである。

2 業務名

第6期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画改定業務

3 業務目的

本県におけるツキノワグマの地域個体群の維持を図りながら、人身被害発生リスクや精神的被害等の低減を図ることを明記した本県管理計画を改定すること。

4 業務内容

（1）東中国及び西中国両地域個体群の構成県における出没数等実績数値及び出没対応等の取組実績の収集・分析

計画を策定する際に必要となるツキノワグマの管理に係る各種情報の収集及び分析を行う。

（2）計画骨子案の作成

（1）において収集・分析した各種情報及びアンケート等（ヒアリング調査等）を基に、環境省作成の特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）、

近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針、本県第6期以前の計画、東中国地域個体群を構成する兵庫鳥取両県計画のほか、西中国地域個体群を構成する広島・島根・山口3県の計画をはじめとした全国都道府県計画及びツキノワグマ出没対応に係る全国の先行事例等を参照し、計画骨子を作成する。

(3) 計画素案の作成

4 (1) から (2) を踏まえ、計画素案を作成するものとする。

(4) 計画案の作成

野生鳥獣保護管理対策協議会（以下、「協議会」という。）及び自然環境保全審議会全体会議（以下、「全体会議」という。）において、計画素案及び計画案を説明する資料の作成及び説明並びに質問への回答について対応するものとする。

併せて、協議会及び全体会議に寄せられた意見を取りまとめた資料を作成するものとする。

(5) 報告書作成

4 (1) ～ (4) の業務成果実績（概要）及び協議会・審議会等開催実績等に係る報告書を作成する。

5 履行期間

令和8年7月31日から令和9年3月12日まで

6 応募要件

- (1) 県内全域を業務対象とする体制を有する団体であること。
- (2) 過去2年間に県との契約がある場合、すべて誠実に履行していること。
- (3) 過去5年間にツキノワグマ管理計画の策定又は改定業務（業務の一部を対象とするものを含む）を受託し、すべて誠実に履行していること。
- (4) 過去2年間に国又は地方公共団体等との間において、ツキノワグマ出没対応に係る業務（研修会等含む。）を受託し、全て誠実に履行していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る業務種目表において、大分類番号「4」又は「9」に登載され、かつ格付については「A」を得ている者であること。
- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

7 手続き等

- (1) 担当部課 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部自然環境課自然保護班 TEL 086-226-7309

- (2) 交付・提出期限及び交付・提出場所等

内容	交付期限及び提出期限	場所
企画提案 説明書交付	R8. 7. 10 から R8. 7. 16 の 9:00～17:00。	岡山県ホームページからダウンロードすること。
参加意思 確認書提出	R8. 7. 10 から R8. 7. 16 の 9:00～17:00。	(1) に同じ。
企画提案書 提出	R8. 7. 21からR8. 7. 27の9:00～17:00。	(1) に同じ。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を収集するための照会窓口
上記7(1)に同じ
- (3) 詳細は企画提案説明書による。

以上公示する。